

技術者配置の注意点について

●現場代理人を兼務する主任技術者は、自らが現場代理人を務める工事以外で主任技術者のみの配置はできません。

1 認められないパターン（配置不可）

	A工事（5000万円）	B工事（5000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Xさん	Xさん

※A、B工事どちらも4500万円未満であれば配置可能

	A工事（金額問わず）	B工事（金額問わず）
主任技術者	Xさん	Yさん
現場代理人	Yさん	Xさん

	A工事（金額問わず）	B工事（金額問わず）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Xさん

	A工事（5000万円）	B工事（5000万円）
主任技術者	Xさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん

※A、B工事どちらも4500万円未満であれば配置可能

2 認められるパターン（配置可）

※いずれか又は両方の工事の契約金額が4,500万円以上の場合

	A工事（5,000万円）	B工事（5,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん

	A工事（5,000万円）	B工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん

※いずれの工事の契約金額も4,500万円未満の場合

	A工事（3,000万円）	B工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Xさん	Xさん

	A工事（3,000万円）	B工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん

	A工事（3,000万円）	B工事（3,000万円）	C工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん	Aさん

※契約金額が4,500万円未満で主任技術者のみの配置（いずれの工事の現場代理人も兼ねていない場合）であれば施工に支障のない限り配置数に制限はありません。